

# 教育委員会会議録

令和2年7月8日（水） 午前10時00分 開会

午前11時20分 閉会

## 1 議事日程

別紙のとおり

## 2 出席した委員等

長谷川洋教育長、大須賀憲太委員、広沢憲治委員、伊藤志のぶ委員、佐々憲一委員  
塩谷育代委員

## 3 説明のため出席した職員

加藤千春事務局長、横井英行次長兼管理部長、小林整次学習教育部長  
稲垣直樹教育管理監、山田知子総合教育センター所長、稲垣宏恭教育企画課長  
高橋亮太財務施設課長、中田勝徳教職員課長、伊藤尚巳福利課長  
大道伊津栄生涯学習課長、小島寿文高等学校教育課長、伊藤孝明義務教育課長  
鈴木能成特別支援教育課長、岩田政久保健体育課長、佐藤孝総務課担当課長  
星原秀晴総務課課長補佐

## 4 前回会議録の承認

長谷川教育長が各委員に諮り、前回の会議録は承認された。

## 5 教育長報告

### (1) 令和2年度教育委員会所管6月補正予算について

佐藤総務課担当課長が、令和2年度教育委員会所管6月補正予算について報告。

長谷川教育長が各委員に諮り、報告事項は了承された。

### (2) 令和2年6月定例県議会の概要について

佐藤総務課担当課長が、令和2年6月定例県議会の概要について報告。

長谷川教育長が各委員に諮り、報告事項は了承された。

### (3) 損害賠償請求事件について

中田教職員課長が、損害賠償請求事件について報告。

長谷川教育長が各委員に諮り、報告事項は了承された。

### (4) 愛知県内高等学校・中学校の運動・文化・芸術等の愛知県大会開催の検討を求める意見書（豊橋市議会議長提出）について

岩田保健体育課長が、愛知県内高等学校・中学校の運動・文化・芸術等の愛知県大会開催の検討を求める意見書（豊橋市議会議長提出）について報告。

長谷川教育長が各委員に諮り、報告事項は了承された。

[委員の主な意見及び事務局の説明]

(大須賀委員)

新型コロナウイルス感染症により、特に、高校3年生・中学3年生・小学6年生という最終学年の児童生徒にとって、目指してきたものが無くなってしまいう状況にある。指示等はできないかもしれないが、最終学年に当たる児童生徒を救済し、少しでも機会を与えてあげられるよう動いていただきたい。

(岩田保健体育課長)

様々な意見を参考に県教育委員会として対応していきたい。

- (5) 愛知県公立高等学校入学者選抜方法協議会議（令和2年度第1回）について小島高等学校教育課長が、愛知県公立高等学校入学者選抜方法協議会議（令和2年度第1回）について報告。

長谷川教育長が各委員に諮り、報告事項は了承された。

[委員の主な意見及び事務局の説明]

(塩谷委員)

資料中、推薦選抜基準別の合格者数の数値の変化から何が見えるのか。推薦の基準が変わったわけではなく、生徒側の事情なのか。

(小島高等学校教育課長)

推薦選抜基準別の合格者については、大きく分けて、優れた学習成績による推薦、学習成績以外の運動・文化・芸術・奉仕などによるいわゆる一芸推薦、恵まれない環境の克服によるいわゆる環境推薦の三つの基準がある。今年度は中学校時代の学習以外の活動を元に中学校から推薦された合格者が多かった。また、環境面での推薦が減っていることから、最近の経済状況が影響していることが読み取れる。

基準は変わっておらず、どのような基準で推薦されてきたかの割合が変化しているということである。

(長谷川教育長)

一芸推薦は大会の成績が主であるが、今年は新型コロナウイルス感染症の影響で大会が開催されないため、配慮することとなる。

(小島高等学校教育課長)

来春の入試に向けて、一芸推薦については、例年に比べて実績が得られにくい生徒が増えるが、それに対しては、大会等に向けた活動の過程を中学校長が評価し推薦することで、今年の生徒が推薦されにくかったということのないように配慮していく。

- (6) 愛知県公立高等学校入学者選抜制度の改善に関する検討会議（第1回）について

小島高等学校教育課長が、愛知県公立高等学校入学者選抜制度の改善に関する検討会議（第1回）について報告。

長谷川教育長が各委員に諮り、報告事項は了承された。

## 7 請願

請願第7号 不祥事等、学校における教職員研修について、外部から講師等を招く場合についての費用を予算化する事を求める請願

長谷川教育長が各委員に諮り、「賛成者なし」により本請願は不採択とされた。  
〔委員の主な意見及び事務局の説明〕

(伊藤委員)

学校において、教職員研修は具体的に、どのように行われているのか。

(中田教職員課長)

教職員研修は各学校において、実施方針を決め、組織を作り、計画を立てて行っている。その実施状況は各学校の学校経営案に記載されており、研修テーマは、学校の状況や実施時期によって異なるが、生徒指導、不祥事防止、防災、健康管理、人権など多岐に渡っている。講師については、多くは管理職や分掌主任が行っているが、テーマによっては、地元の警察や団体、地域の企業などの協力を得て無償で行っているケースもある。

この他に、県内に不祥事案が発生した場合、県教育委員会からの不祥事についての通知に基づき、職員朝礼や会議を通じて、不祥事防止に向けた取組は日々継続的に行われている。

(伊藤委員)

外部講師の任用や予算化についてはどのようなようであるか。

(中田教職員課長)

今年度予算化し、新たに県教育委員会主催で研修を実施する予定である。6月の管理職研修で不祥事について実施する予定であったが、新型コロナウイルス感染症により中止となった。10月には小中学校の新任教頭研修、12月には県立学校の10年経験者研修において、民間の外部講師による研修を行う予定としている。

(大須賀委員)

不祥事が発生した学校では、その背景、原因、問題点など、どのように検証され、その結果を、どのように再発防止につなげているのか。

(中田教職員課長)

不祥事が発生した学校では、発覚後、まず、管理職が概要を全職員に伝え、情報収集や事実確認を行い、その結果を教育委員会に報告している。

これを受け、教育委員会では、担当職員が学校に出向き、事前に関係する職員や校長など管理職あるいは被害生徒から、直接状況を聞き取りするとともに、事件のどこに問題があり、今後再発防止に向けてどうすべきかといった点についても、指導・助言を行っている。

校長は、事実の詳細が明らかになった後、全職員に事件が起こってしまった背景や原因、問題点、再発を防ぐために全員で取り組んでいかなければならないことなどを教育委員会の指示・助言も踏まえて説明し、共通認識を図っている。

(大須賀委員)

不祥事については、全体が共通認識を持って行う研修も大切であるが、繰り返し発生してしまう事態も見られる。研修の形だけにとらわれず、様々な形で専門的な知識を持った外部の方の力を借りて取組を進めていただきたい。

(横井次長兼管理部長)

特に学校内で教育活動に関わって不祥事が起こることはあってはならないことである。数年前に、児童生徒へのわいせつ事案が多発した際には、外部有識者の意見も聴取しながら、分析を行い、対策を練った。わいせつ事案に関しては、傾向として、教職経験が10年以内の教員が多い、学校内の風通しが悪く他の教員が気付かないことが多いなどの分析結果が出た。結果を踏まえ、リーフレットの作成等を行った。今後も事情に応じて、必要があれば対策を講じていく。

(大須賀委員)

全体の問題だけでなく、個々の学校の問題であることも多いため、個別の対応も必要であると考え。

## 8 議案

長谷川教育長が各委員に諮り、第18号議案 令和2年度愛知県教育表彰被表彰者については、人事案件のため、非公開において審議することとした。

第18号議案 令和2年度愛知県教育表彰被表彰者について

非公開において審議されたため、愛知県教育委員会会議規則第14条第3項の規定により、会議録は別途作成。

第19号議案 愛知県立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の制定について

中田教職員課長が、愛知県立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置を定める必要があるため、愛知県立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の制定について請議。

長谷川教育長が各委員に諮り、可否同数であったため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第4項の規定に基づき、長谷川教育長の決するところにより原案どおり可決された。

第20号議案 愛知県立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する方針について

中田教職員課長が、愛知県立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置を定める必要があるため、愛知県立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する方針について請議。

長谷川教育長が各委員に諮り、賛成多数により原案どおり可決された。

[委員の主な意見及び事務局の説明]

(塩谷委員)

第19号議案との違いは何か。

(中田教職員課長)

第19号議案の規則第3条において、「必要な事項については、教育委員会が定める」と規定されており、その規定に伴い定めたものが方針である。規則と方針で分かれているが、一体となるものである。

(横井次長兼管理部長)

教員の労働時間については全国共通の課題である。労働基準法が数年前に改正されたが、公立学校の教育職員については労働基準法適用外とされており、別途法律で定めなければならないことになっている。その法律については、昨年改正された。

教員については、時間外勤務手当の制度がないこと、さらに部活動などは勤務命令に基づくものではなく自主的に行う教育活動と位置づけられていることなど曖昧な要素が多く、取り扱いが難しいが、そんな状況であっても、時間外勤務には歯止めをかけなければならないため、規則・方針を定め、併せて、限度内に収まるように対策を講じていくこととした。条例・規則・方針については、文部科学省からそれぞれに記述すべき内容が示されているが、規則の内容を方針にも入れ込むなど県独自の工夫を加え、方針を見れば規則で書かれている内容もある程度分かるような形としたところである。

(長谷川教育長)

もともと多忙化解消のため、国が法制化し、法律に基づいたガイドラインを作成した。愛知県でも多忙化解消プランを策定し、昨年度までに月80時間を超える教員を無くすことを目指していたが、達成できなかった。達成できなかった月80時間を月45時間にするためには、更に一段進めた働き方改革を行わなくてはならない。教員が生き生きと働き、愛知の教育の質を高めていくために規則・方針を定めていくことは必要と考える。

(広沢委員)

時間外勤務を減らすことに見合う教職員定数が措置されず、その見通しも立っていない状況である中、時間だけを定められることは教員にとって酷である。さらに今は、新型コロナウイルス感染症への対応で、消毒など作業が増えている。ただ時間の短縮をするのではなく、きちんとした対応を打ち出さないと、学校から一生懸命働く教員がいなくなってしまうという強い危機感がある。

国が定めた制度であるため、県としても定めなくてはいけないことはわかるが、もっと国に対して、強い意思表示をすることはできないか。

(長谷川教育長)

まずは働き方改革を何としても実施し、その上で、児童生徒のためにも教員にとってよい環境としていく必要がある。例えば学級編成についての検討、更には部活動指導員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、学習支援員、スクール・サポート・スタッフなど外部の方の力や知恵を学校現場に入れていくことが必要である。新型コロナウイルス感染症関連を含め、学校の環境の改善に県教育委員会として対応していきたい。

(大須賀委員)

現状を変えなければいけないことも事実である。時間数を削ることによって、児童生徒に向き合う時間が減ってしまっただけでは本末転倒であるため、教員も業務に優先順位を付けて行ってもらいたい。外部の方ができることは教員が行わなくてもよい方法を考えていってもらいたい。やれないことはやらなくてよいという指導を行ってもらいたい。

(横井次長兼管理部長)

現場の努力だけで改善できるものではないことは、認識している。教職員定数など国に対しても毎年要望している。多忙化解消に向けてよく議論し、新しい対策を考えていきたい。方針の中にも記載したが、調査や検証を行いながら少しずつでも解消できるよう努力していく。

(稲垣教育企画課長)

県立学校の勤務時間管理について、現在は自己申告制で、労働安全衛生の観点から月80時間を超えた教員については面接を行うことになっているが、客観的な数字が把握できていないため、教員用の1人1台タブレット端末の電源オン・オフで、できる限り正確な勤務時間を把握できるシステムを導入する。

(佐々委員)

現場の実態と規則での規制の両方とも理解はできる。まずは、やめられる業務はやめることからではないかと思う。ガイドラインのようなものを作り、全体でやめやすくする環境づくりまで県教育委員会が踏み込んでいかないと実態が変わらないように思う。上限の時間を定めるだけでは変わらないので、やめていこうという雰囲気づくりができて、その後に予算の話になるのではないか。

(長谷川教育長)

教員が児童生徒と向き合うことに集中できるように、周辺業務を外部の方に任せていく。月45時間を達成することは難しいが、目指していかなくてはならないと思っている。

(伊藤委員)

方針の中に、業務の持ち帰りについて記載がある。業務の持ち帰りを行わないことで働く時間を縮減するということであるが、逆に、きちんと働いたこととして評価をすることを考えていただきたい。新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、働き場所の変化を必要とする時期である。また、ワーク・ライフ・バランスと言われているが、自分の経験からも、ワークとライフの二つがあってバランスを取るのではなく、家でも仕事をしながら、いろいろなことをやらなければならないという働き手の時期もある。女性の管理職を増やしていくということにもつながっていくと思う。そして、時間で働くことを評価することを日本の社会全体が見直さなくてはならないところに来ている。国の方針があるので愛知県だけ別の動きをとすることは難しいが、少し発想を変えて、時間だけではない評価ができる方法を考えてもら

いたい。

(横井次長兼管理部長)

県立学校において、時間外の電話については緊急のものを除き留守番電話等での対応とするなどの取組を始めた。多忙化解消の取組については保護者の理解も必要であるが、PTAを通して広報も行っているところである。一つの取組で大きな成果が上がるということはないが、多忙化解消につながるものとして積み上げて対策を行っていく。

業務の持ち帰りを認めることも負担感の解消になるのではないかという教員からの意見もあった。今回の新型コロナウイルス感染症の関係で在宅勤務を行ったが、良い機会であるので、そういったことを含めて検討していきたい。

## 9 協議題

長谷川教育長が各委員に諮り、協議題（１）令和２年度愛知県表彰条例による表彰候補者の選考について及び協議題（２）令和３年春の叙勲候補者選考については、人事案件のため、非公開において協議することとした。

（１） 令和２年度愛知県表彰条例による表彰候補者の選考について

非公開において協議されたため、愛知県教育委員会会議規則第１４条第３項の規定により、会議録は別途作成。

（２） 令和３年春の叙勲候補者選考について

非公開において協議されたため、愛知県教育委員会会議規則第１４条第３項の規定により、会議録は別途作成。

## 10 その他

なし

## 11 特記事項

長谷川教育長が今回の会議録署名人として大須賀委員を指名した。